

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.19
発行日 2016.1.27



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213
編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter : @sagakarakaeru

**ただいま
進行中!→**

被告: 九州電力	玄海原発 3号機 MOX 燃料使用差止裁判 控訴審
被告:国	玄海 3号機再稼働差止仮処分 玄海 2~4号機運転差止裁判
	玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

2016 玄海原発再稼働をみんなで止める! 反原発は水と生活を守る運動 一人一人に伝える活動を続けていきます

今年で裁判を決意した2010年2月から丸6年になります。裁判闘争を軸に玄海原発を止めるため、市民で取り組んでくることができたのは、全国の皆様と弁護団の皆様の支えがあったからと心から深く感謝申し上げます。

原発は3.11後、日本中全部止まっていたのですが、昨年川内原発1・2号機が再稼働され動き始めました。

安倍晋三首相は、「国民の生命・身体や財産を守るのは政治の重大な責務で、責任を持って対処していく」と述べましたが、東京電力福島第一原発事故であれだけの深刻な被害を及ぼしながら誰一人責任を取らずに済ましていることに怒りを覚えます。一般の会社なら、あれほどの事故を起せば現場検証に強制捜査と次々と企業責任が問われ、信頼は地に落ち会社の危機に陥ることは珍しくありません。フクシマの事故は何事もなかったかのように、国が川内原発を再稼働させたことは、果てしなく罪を繰り返しているに等しいと言えます。いろいろな言い訳をしているに過ぎない横暴な国家権力です。

田中俊一原子力規制委員長は「安全とは申しあげない」と言って、原子力災害避難計画を作るように指示しています。避難計画では、原発で事故が起きたら『5~30km圏内の住民は先ず屋内退避、その後実測値500

μ Sv/時(平常時の1万倍)になったら数時間を目途に避難先を特定し避難指示が出される。(移動困難な人は屋内退避。)また、実測値20 μ Sv/時(平常時の400倍)になったところは、一週間以内に避難(プラス一日屋内退避を我慢)』ということが決められました。平常時は0.05 μ Sv/時(1ミリSv/年)です。事故大前提の原発です。避難計画はその上に立った対策です。国民は事故が起きたら平常時の400倍~1万倍の被ばく覚悟の再稼働を押し付けられています。だから私たちは、そんなものは決して認められないとみんなで声をあげているのです。

日本は3.11で「原発事故の恐ろしさ」を思い知らされたはずですが、しかし、5年の月日が経とうとしている現在、この国で起きた原発事故にもかかわらず、福島をめぐり笑うかのような再稼働の動きは安倍政権そのものです。国民は今いろんな問題で元気で生きていくことさえ大変な時代です。それでもせめて健康であればと、あきらめるわけにはいきません。

反原発は水を守る運動、生活を守る運動。私たちはこれまで同様に草の根の運動を軸として、これからも原発の無い社会をめざし、一人一人に伝える活動を続けて行きます。

今年もまた、どうぞ一年よろしくお願ひ致します。

裁判の会代表/原告団長 石丸初美



『みんな横一列で進む、誰が先頭でも後ろでもない』12月7日 MOX第二回控訴審 福岡高裁にて

No.19 CONTENTS

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ■佐賀地裁・福岡高裁 法廷報告 ……2 | ■免震重要棟放棄で再稼働の前提が崩れた…11 |
| ■橋本あきさん意見陳述 ……5 | ■12・2反プルサーマルの日行動 工藤逸男…13 |
| ■福岡市の原子力防災・避難訓練 森あや子…7 | ■法廷外の活動報告 ……14 |
| ■長崎県内の原子力防災対策事情 川原重信…8 | ■毛利甚八さん追悼 ……15 |
| ■モニタリングポストは役に立つのか ……10 | ■リレーコラム/お知らせ ……16 |

11月20日 佐賀地裁 3つの裁判報告



11月20日(金)の佐賀地裁は、曇り空ながら気温22℃と暖かい日となりました。80名収容できる法廷には、無抽選でしたが、原告

関係者は約50名が集まり、いつもの通り10時から裁判所前の道路に沿って一同が整列し力強いアピール行動を行ってから入廷、予定通り10時30分開廷しました。

(1)国は3・4号機を止める命令義務を果たしなさい！行政訴訟

第7回法廷：玄海原発3・4号機運転停止命令義務付請求事件<平成25年(行ウ)第13号> 10:30～

★原告適格について：原告陳述

原告は、9月の被告準備書面(5)<以下、「準書5」とする>に対して反論を行いました。

まず、「原告適格」に関して、被告・国は、年間被ばく線量100ミリシーベルトを超えなければ人体にガンの発症率などが上昇する証拠もなく、1ミリシーベルト程度の被ばくでは身体に重大な被害を受けることはないので、

「原告適格は全ての者に認められない」と主張したことに対して、我々は、原子力規制に責任を負うべき立場を忘れた傲慢さと糾弾しつつ、ICRP2007勧告に基づく基準を否定する(ICRPの基本的考え方は社会的便宜を優先させた上で、できるだけ軽減した方が良いという程度の放射線防護だと国は言う)のであるなら具体的にどの原告を認め、どの原告を否定するのか、釈明を求めました。

第二に、被告は、2012年10月に原子力規制委員会が行ったシミュレーションは地域防災計画の見直しの参考に行ったもの、さらに旧原子力委員会委員長であった近藤駿介氏の資料さえ「想定しにくい、最悪事態の例に過ぎない」と片づけ、250キロ圏内まで原告の権利があると原告主張は認められないと述べたが、原告としては、法を順守すること、万が一にも想定できる最悪事態シミュレーションはそれが起こり得ないことが証明できない限り基準と成り得ると反論しました。

被告の弁護士、裁判の担当者たち、この国の原子力行政に関わる者たちの考え方には、ほとんど呆れ返るばかりです。国民の痛みを知りもせず、事故責任も取らない国策を遂行する官僚たちに対し、裁判官たちは正常な神経を持って法の精神に照らして国民の声を聴いて欲しいと思うばかりです。

<原告:11/13準書(3)陳述、甲37提出>

★基準地震動について：被告陳述

一方、被告は、訴状にある「玄海3, 4号機は耐震性が

■ 2015年の主なニュースを振り返る ■

(◆=裁判の会の活動)

- 2015.1.11 新・山口佐賀県政スタート
- 2015.1.16 ◆佐賀地裁・玄海全基差止裁判他公判
- 2015.3.20 ◆佐賀地裁・MOX裁判不当判決
- 2015.4.3 ◆MOX判決を受け佐賀地裁へ控訴申立
- 2015.4.14 福井地裁(樋口英明裁判長)・高浜原発3・4号機運転差止仮処分申立をみとめる。「司法が再稼働を止める」「司法はやっぱり生きていた」
- 2015.4.17 ◆佐賀県内6団体 新知事へ初の直接面談
- 2015.4.22 鹿児島地裁は川内原発1・2号機再稼働差止仮処分で住民側の主張を全面的に退け却下。住民側(原告)即時抗告表明。
- 2015.4.27 玄海原発1号炉廃炉決定
- 2015.5.15 ◆佐賀地裁・玄海全基差止裁判他公判
- 2015.8.11 川内原発1号機を起動
- 2014.9.4 瓜生・九電社長「住民説明会は考えていない」発言
- 2015.9.7 ◆福岡高裁・第1回MOX裁判控訴審
- 2015.9.10 川内原発1号機再稼働
- 2015.9.11 ◆佐賀地裁・玄海全基差止裁判他公判(青木一さん、アイリーン美緒子スミスさん意見陳述)

- 2015.10.15 川内原発2号機起動
- 2015.10.26 中村時広愛媛県知事・伊方原発3号機(プルサーマル炉)再稼働への同意表明。地元手続完了
- 2015.10.30 ◆佐賀地裁・玄海原発全基差止226名が追加提訴
- 2015.11.13 規制委、もんじゅ見直し勧告。運営主体変更「期限は半年後」
- 2015.11.17 川内原発2号機再稼働
- 2015.11.20 ◆佐賀地裁・玄海全基差止裁判他公判(橋本あきさん意見陳述)
- 規制委、玄海原発3・4号機審査再開(1年1か月ぶり)
- 2015.11.28 原子力防災・避難訓練(佐賀・福岡・長崎)
- 2015.12.2 ◆12.2反プルサーマルの日2015! 玄海町戸別訪問
- 2015.12.7 ◆福岡高裁・第2回MOX裁判控訴審
- 2015.12.17 川内原発免震重要棟建設を放棄!
- 2015.12.18 規制委、玄海原発現地調査(2年3か月ぶり)
- 2015.12.24 福井地裁・高浜原発3・4号機の運転差止仮処分、再稼働を認める不当決定

不十分である」という原告主張に対し、2013年11月提訴から丸2年を経過し、「いつ答えられますか？」と裁判所に促され今回やっと答えましたが、その内容は、全基差止裁判の被告・九電(9/10日準書)と殆ど同じ内容で以下の通りです。

- (1)国の基準地震動の決め方は科学技術水準に照らして合理的であって、その国の審査ガイドに則っている「入倉・三宅式」には矛盾はなく、妥当であること。
- (2)原告のいう「武村式」は、データセットの捉え方、断層の長さ・面積の捉え方が過小評価となっているので、不必要な厳しさを生み出し、適切な式とは言えないこと。
- (3)「入倉・三宅式」は不確かさの考慮もされており、原告の言う「安全性の過小評価」ということは全くない。
- (4)また、文科省に設置されている「地震調査研究推進本部」のレシピ、考え方に「入倉・三宅式」は共通している。

正に、原子カムラ健在と胸を張って開き直っているようにも見えます。地震が起こってしばらくして津波が追い掛けてくるように、本来両者一体なものであるにもかかわらず、土木学会の基準津波では「武村式」は妥当とするが、地震基準においてはより安全側に立ったレシピである「武村式」は厳しすぎるために除外、こんな都合のよい二重基準で、原発事故を起こした後も反省もなく国民を守ろうとしない政府の姿を垣間見ます。

次回、原告が「入倉・三宅式」の超過小評価に反論する予定、この問題を今後も究明してゆきます。

<被告:11/13準書6陳述、乙31-39提出>

(2)2・3・4号機全てを運転してはならない！ (対九電)

第14回法廷:玄海原発全基運転差止請求事件<平成23年(ワ)812号、平成24年(ワ)23号、平成27年(ワ)374号>11:00~

この裁判は、2015年5月14日に九電の1号機廃炉決定を受けて1号機裁判を取り下げました。10月30日に3号機に1号機原告が移ると共に追加提訴を行って原告人数は349名とさらに拡大しました。

福島原発事故から4年8か月、未だ事故の解明もできない中で、ストレステスト、新規制委員会発足~新規制基準の下に再稼働の為の審査申請が提出されて審査会合が繰り返される中、実効性のある避難計画の是非、安全協定、地元同意など様々な問題が提起されています。また、福島では壊れた原発から流出し続ける汚

染水や困難な除染の問題、被ばく者の健康管理問題、事故原子炉等の収束に関する被ばく労働問題、そしてこの間にも全国各地で継続する地震、火山の噴火も御嶽山・浅間山・桜島・口永良部島・箱根山・阿蘇山中岳など数々ありました。このような中で、まだ原発をベース電源にしなければ日本のエネルギー事情は成立しないかのような情報を流し、経済のために次々に原発を再稼働に持ち込もうとする国や電気事業者の姿勢が顕著になっていますが、許されないことです。

●請求原因の整理申立て:原告陳述

2011年12月27日に提訴したこの裁判も4年を経過して、1号機廃炉もあり、裁判官も人事移動で交代し、原発に関する諸状況も変化してきたことから、ここで追加提訴の訴状と共に法廷でも裁判官へこれまでの経緯説明を含めて「請求原因の整理申立」の陳述を大橋弁護士が担当して行いました。

2011年12月の訴状には「福島第一原子力発電所事故の教訓」が記載されていましたが、この部分の状況的な説明は裁判所も理解していると思われるので削除しました。「請求原因の整理申立書」提出においては、「耐震評価の不十分性」と「各配管の脆弱性」から懸念される「重大事故対策の欠陥」および「使用済み核燃料を含む核廃棄物の処理不能問題」に焦点を絞り込み「もはや原発継続は不可能」という結論を展開して、我々の闘う姿勢を明らかに示してくれました。

●配管ひび割れ問題:被告陳述

一方、今回の被告準書(6)は、またまた非常に内容の薄いものです。原告の9月に提出した準書(10)「2号機配管ひび割れ問題」に関する「劣化対策管理不十分さからの安全性欠如指摘」に対する反論ということでしたが、前回の原告の主張に対して「抽象的な危険性を主張する合理性を欠くもの」と言いながら何の具体性も示さず、ただ言っただけのものです。配管の定期検査は10年に1回しかしないし、主配管以外の余剰抽出配管や補助給水配管など細管などはまともに外観検査もできない箇所もあり、弱いとされる溶接部は定期検査をやるが非溶接部はやる必要性もないとしています。原子炉格納容器から離れた場所に在るタービン建屋での小口径配管などは破断しても直ちに大事故に繋がるわけではないので問題ない、と無視する姿勢には事業者の安全責任をどのように考えているのか驚きさえ感じます。

また、2号機配管ひび割れ問題が数年間も分からず



11月20日、佐賀地裁法廷。着席順に
左から小山英之補佐人、谷次郎弁護士、大橋さゆり弁護士、武村二三夫弁護士、冠木克彦弁護士

佐賀地裁
立川毅裁判長

スケッチ/竹田浩一

放置され、他社の事故事例を踏まえた臨時調査目的の中で発見されたことさえ反省も無く、保全計画・保全方法の欠陥は存在しないとうそぶいています。この配管問題の原告反論は、仮処分審尋でも予定されていますし、たっぷりと反論してゆきます。

<原告:訴状陳述、11/5付け請求原因の整理申立書陳述、被告:11/13準書6陳述>

※被告準の配管問題に対する原告の反論は、膨大な資料で準備中、次次回期日(4/22)迄に。被告は裁判長からの指示があり、請求原因整理書面にも認否する予定です。

(3) 仮処分:3号機を絶対に動かすな!(対九電) 第17回審尋:玄海原発3号機再稼働差止仮処分申立事件<平成23年(ヨ)21号>11:30~

申立人(債権者)は、16回審尋(2015/9/11)において2号機取り下げを報告し、3号機での仮処分の緊急必要性について、「基準地震動について」今回主張する予定であったが、玄海原発の地震・津波対策について原子力規制委員会の九電に対する新規制基準適合審査ヒアリングが現在行われているので、提出を次回の2/5審尋まで延期して整理書面を提出すること、次々回となる4/22審尋に「配管問題について」の整理書面を提出することを申し出て裁判所が了解しました。

12月7日 MOX燃料を使ってはならない! 福岡高裁控訴審報告

第2回控訴審:玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求控訴事件<平成27年(ネ)454号>11:00~

12月7日(月)福岡高裁における玄海プルサーマル裁判(通称)は、第二回目の控訴審を迎えました。天気は晴れ、暖冬の陽射しの中、今日も弁護団と原告団に力強い支援を送ってくれる仲間たちが佐賀・福岡県に加えて長崎県・大分県・熊本県からも傍聴に駆けつけてくれ、逆転勝訴に向けて力を合わせて控訴審を闘い抜くことを誓うことで裁判所門前集會を締め括り、全員で入廷しました。

九電は、我々の控訴理由書に対して、ただ第一審の勝利を盾にただの何の反論にもなっていない形式的答弁書を出してきましたが、これは検討に値しないので、9月7日控訴人準備書面(1)に続き、第二弾の控訴人準備書面(2)では、「原判決がどう誤認していたか?」を主に展開陳述しています。その内容は、概ね以下の通りです。

(1)「1/3MOX報告書(付録1)燃料設計手法について」自体が、MOXペレットと二酸化ウランペレットの焼きしまり及びスエリングなど挙動が同じだと認定してないにも拘わらず、九電が勝手に同じと判断したことを原判決はそのまま誤認したこと。

(2) 原判決自身が認める原発裁判の主張立証責任は

被控訴人九電が負うことであるが、その立証は全く果たされてないのに何の検証もされず認めてしまったこと。(3)燃料棒内圧についての安全上の基準が守られずギャップ再開が生じた場合、法律も禁止した「起こりうる具体的危険性」を被控訴人は「ただあり得ない」と述べるだけでなく、具体的危険性が生じないことについて主張立証しなければならぬこと。

故に、これら立証ができないのならば、我々原告が主張しているところのペレット溶融が起り、さらに深刻に展開してゆく重大原発事故が3号機で実現化してしまうこと、この危険性を認める結果にならざるをえないと陳述しています。九電は口先の反論ではなく、つまり「危険性ゼロの証明をせよ」ということです。

<控訴人:準備書面(2)要旨陳述>

控訴審のスピード化を図ろうとする高等裁判所、できれば何も言わずに一審支持を勝ち取り、MOX燃料を使用したプルサーマル炉である3号機の再稼働を企む九電の姿勢が明らかです。弁護団・原告団は、有効な主張と証拠を挙げて抗戦してゆきますが、法廷外では多くの裁判傍聴者を集め世論を喚起することも大切で、重ねてご協力お願いします。

次回期日2月29日(月)14時からと決定。

(文責 荒川謙一)

裁判の中身をより深く理解するために――

裁判というものは、当然のことながら、訴状に従って訴えられた被告が事実かどうか答弁し争うことになったなら、原告と被告の間でその争点を明かにして



11月20日 佐賀地裁法廷後の報告会

は、裁判所が命じた次の法廷の期限までにあらかじめ主張書面と証拠などを提出していきますので、裁判当日には、今回の主張や反論(攻撃や防御)の口頭陳述は省かれて、補足することがあれば述べる、質問する程度になって、あとは次回法廷のため、互いの予定の摺り合わせをして日程を決定することが殆どです。民事裁判では、裁くべき事件の多さから法廷の時間節約など裁判の簡略化が理由のようですが、傍聴者が内容を知るためには、原告団事務局などから書面写しをもらうか、閉廷後の報告会で弁護団説明などを聴くしかありません。せっかく公判廷の傍聴に足を運んで下さるのですから、ぜひ記者会見や報告会に参加し内容をよく理解して頂きたいと思ひます。

11月20日 全基差止裁判における橋本あきさんの意見陳述

全基差止裁判では10月30日に追加提訴した226名も今回から原告席に加わりました。

その一人、福島県郡山市在住の橋本あきさんが意見陳述を行いました。橋本さんは3.11直後の様子、娘さんとお孫さんが避難するまでの迷い、子どもを外で遊ばせられない今の状況などを、辛さ悔しさをにじませながら、語られました。「裁判なんて一生涯関係ないと思っていたのに、自分がこういう所に立つなんて...とも思ったが、せざるをえなかったんです」と、裁判後の交流会にて言われました。勇気を出して証言台に立ってくださった橋本さんの語った福島の「現実」を、裁判官に真正面から受け止めてほしいものです。



スケッチ／竹田浩二

1. 私は福島県郡山市在住の橋本あきと申します。郡山市生まれで、あの年までどこへも移住を考えたことはありませんでした。

私は若いころは政治的なことにはまったく興味も関心もなく、福島に原発が建っていることさえわかりませんでした。今のように関心が高まってきたのは子どもが産まれてからのことでした。1991年1月、湾岸戦争の時「生まれてくるわが子が戦争に巻き込まれる」「平和なはずの日本が戦争になったらこの子は無事に育てられるのだろうか」と、心配しつつ毎日のニュースや新聞に目を通すことになりました。それにやっと生まれたわが子は酷い乾燥肌で生まれてきたことが、社会的に関心を持つきっかけになりました。

当時は県営団地に住んでいました。そこには環境破壊、食物アレルギー、電磁波などに詳しい人たちがいて一緒に勉強するようになり、その中で原発が福島にあることを知り学ぶようになりました。1999年の東海村JCO臨界事故の時は「福島県は遠く離れているから大丈夫」なんて愚かなことを考えていました。やはりこの事故がより一層「原発は危険なモノ」と意識し始めた頃でした。

その年にささやかなマイホームを建て念願の家庭菜園を始めました。日立地所が開発名目で山をならし切り売りしていた山土だらけで草一本生えていない不毛な庭でした。化学肥料は使わず、EM菌で土改良に3年位かかりました。春には色んな芽吹きが楽しくて、何でもEMバケツに放り込み土に返していました。勝手に生えてくるトマトやジャガイモ、いつの日か小鳥が運んだのだろうかニラも根付き、それも食べていました。そんな平穏な年が続いていました。

2. 2011年3月11日は娘が孫を産んで帯明け間もなく、自宅で安穏と過ごしていました。午後2時46分、大地震が来ました。電気は点いていましたが、ガスと水道が止まり、ついで東京電力福島第1原発の爆発事故が起きました。放射性物質が県内外に飛び散り土も水も空気も汚染されてしまいました。私の小さな菜園も汚染されて何もかも食べられなくなりました。私の規模はほんの少しですが、農業で生計を立てている人たちは一瞬にして何代も続いて守ってきた田んぼや畑が汚染されました。臭いも味も色もない放射能が東日本中にふりかかりました。

いつ頃かは忘れましたが県内市内の放射能の数値が

毎日報道されるようになりました。うちは郡山でも東部地区なので幾分低い安全地区だと言わ

れていましたが、果たしてどの位なのか不安になりましたが測る手立てがありませんでした。しばらくしてから無料でガイガーカウンターを貸出しているレンタルショップのことを知り、自宅を測りました。

2011年7月11日の記録では—— 庭0.65 μ Sv/h、玄関0.41 μ Sv/h、雨どい1.1 μ Sv/h、西側空き地0.86 μ Sv/h、居間0.33 μ Sv/h。(先日、知人が佐賀地裁前で測ったら0.06 μ Sv/hだったそうですが、原発事故がなければ0.1 μ Sv/h以下と言われていました)

確かに郡山市中心地よりは低いなど、ちょっと愚かな安心をしました。家の中の平均0.3 μ Sv/hを見れば、赤ちゃんをここに置くわけにはいかないと悩みましたが、すぐには避難できないいろいろな事情も加わり泣く泣く被曝してもここで暮らしていこうと決めました。でもそんな毎日を暮らしていても、「這えば歩めの親心」という言葉がありますように、赤ちゃんがハイハイをして立ち歩く過程を考えれば、こんな異常な土地で育てることは許せないことであり人格形成にも支障があるのではないか、早く娘親子を避難させたいと強く思っていました。やっと転機が訪れたのは2012年1月、娘と孫は福岡へ避難することになり現在に至っております。

3. 4年と8ヶ月過ぎた今でも除染が各地で行われていますが未だに放射性物質が入れられたフレコンバッグはそのまま街のあちこちにただ置かれています。

私は郡山駅交番前で「原発再稼働反対の1人デモ」をたまにしています。ポスターを掲げ1時間のサイレントスタンディングで、ガイガーカウンターを地上1m位に持ち立ちます。今でも0.3~0.6 μ Sv/h前後はあります。(樹木の根っちは約1.2 μ Sv/h)。ちょっと離れた駅前広場に置かれているモニタリングポストは最近では約0.20 μ Sv/hの表示です。郡山駅近くの空き地にもいつの間にかフレコンバッグが置かれ仰々しいカバーがつけられた場所もあります。同じ敷地のすぐ隣では老人たちが楽しそうにゲートボールをしている姿も見受けられます。最終処分場も決まらず自宅の庭先にそのようなものが置かれていること自体が異常地帯である証拠であり、恐怖の代物なのです。

郡山駅東側には広さが1900㎡の「ペップキッズこおり

やま」という子どもたちが室内で遊べるホールがあります。2011年12月にこの地で子育てをして生きていく選択をした親たちの要望で作られました。学校の校庭や公園で遊べない子どもたちが整理券を貰い、時間を区切られ、管理されて遊ぶさまは異様な空間でした。ここを中心に郡山の東西南北4か所に同じような規模のホールが作られる予定でしたが、去年の暮れに《復興のじゃまになる・お金がない》ということで消えてしまいました。私は作るべきか否かは言えませんが、これも放射能さえなかったらと思う悲しい出来事でした。

4. 当時の福島県内のテレビは津波で被災された方々のニュース、官房長官の「原発事故はただちに影響はない」が主で、福島がどうなっているのか地元に住んでいてもほとんどの情報はありませんでした。ガソリンがない、道路が陥没してあちこちが通行止め、物流がストップなのでスーパーやコンビニには品物がない、その合間に大小さまざまな余震もあり落ち着かない日々が続いていました。私は津波や原発立地の強制避難させられている人たちに比べると自宅で暖をとれているので贅沢をいえないとさえ思い、原発の勉強をしているつもりでいても実際すぐに動けなかったことは、自分の判断力と決断力に欠けていたと恥ずかしい悔しい思いもあります。

今、九州電力玄海原発の再稼働の囁きが聞こえてきていますが、いつか原発事故が起これば九州全土や四国、山陰地方まで放射能に汚染され、避難する場所

も時間も無いのではないのでしょうか。

日常的なことですが想像してください。洗濯物やふとんは外に干せない、外出するときはマスクをする、靴は帰宅の度に底を洗う、窓は閉め切る、換気扇や掃除機は使わない、極めつけは子どもは外で遊ばせない、等々の指示が発せられることを。

先日11月1日の福島民報に「原発再稼働で1基最大25億円、経産省が新交付金」との記事がありました。立地自治体へ交付金を手厚くすることで再稼働に対する地元の同意判断を促す狙いがある、と。これほど福島をバカにした政策はないでしょう、お金の使い方が間違っています。原発を進める方にはお金を切れ目なく使い、子どもたちを守る方の健康被害や避難の権利も無視し続けている現状を何故、思慮深くしないのでしょうか。

今、東電福島原発がもたらしている事件をやっと起訴できた福島原発告訴団、廃炉作業問題、焼却炉問題、地層処分問題、住民分断など何一つ解決できない現状から見ても玄海原発の再稼働はありえません、即刻止めるべきです。第2のフクシマを作ってははいけません。福島を繰り返してはなりません。私たちのような被害を受ける県を作ってははいけません。

原発事故が起これば政府や国は責任をとらない、嘘をつくのは常套手段であることは東電福島事故事件がうらづけています。どうぞ裁判官のみなさま、感慨深い判断をお願いいたします。 以上

特集 佐賀県・福岡県・長崎県の原子力防災計画・避難訓練

昨年11月28日、玄海原発30キロ圏内に位置する佐賀県・福岡県・長崎の3県で原子力防災・避難訓練が行われ、手分けして見学に行ってきました。

佐賀県では、離島からのヘリによる避難訓練など新たな取り組みも含めて様々な訓練が行われましたが、参加住民はごくわずか。離島からの避難訓練では参加したのは公務員だけ。

小中一貫校北山校でのスクリーニング訓練では、「ゲート式モニター」により車1台あたりの検査時間は短縮されましたが、訓練参加は9台のみ。除染後の廃棄物の処理方法も具体的に決まっていませんでした。



玄海原発から3km弱に位置する特別養護老人ホーム「玄海園」での訓練に毎年見学に行っていますが、今年も行ってきました。事故が起これば逃げるしかないのが原発事故です。要援護者の避難は、施設の職員の方も「訓練のようにはいかない」と不安の声を漏らします。国の計画では「重大事故時には即避難する」となっていますが、「100人もの要援護者の入居者を一度にどうやって避難させるのか」については「一時屋内退避」としています。原発に近い玄海園だからこそ、一刻も早く逃がさねばならないはずですが、しかし、「一時屋内退避」の間、燃料や食料は誰がどうやって持ってくるのか、その人達は被ばくしないのか。要援護者の避難の困難さとその人達を傍で支える人たちの過酷さを感じます。

以下、福岡、長崎の仲間に避難訓練や原子力防災計画について投稿してもらいました。



北山校でのスクリーニング・除染訓練

福岡市「原子力災害対策」と「原子力防災訓練」

福岡市議会議員 森あや子

私は、唐津生まれの唐津育ちです。結婚して福岡市東区に住みました。原発のことは東海村の核燃料臨界事故のことで関心を持つようになり、隠ぺいする国の体質や放射能の恐ろしさを知りました。私自身も二人の子どもも食物アレルギーや化学物質に反応する体で、食や環境が如何に大切なのかということを感じています。地球上のいのちあるものに対する責任として、人間は一刻も早く、行き場のない核のゴミを作り続けることやいのちを脅かす危険な放射能を扱うことは止めるべきだと思っています。「3・11大震災を忘れない！」との思いで、毎月11日には街頭で市民の皆さんに、「原発に頼らない社会づくりを！」と呼びかけています。「東区から玄海原発の廃炉を考える会」の共同代表としても、貴会の方々と協力しながら活動を続けています。

以下、昨年10月の福岡市議会決算特別委員会にて「福岡市原子力災害対策」について質疑を行った時のことと、11月28日に行われた原子力避難訓練の様子を報告します。

●災害対策の想定が甘すぎ！ もっと災害対策を充実すべき！

福岡市は人口152万人 玄海原発からの距離は約37～60kmです。

屋内退避中心で、安定ヨウ素剤の数は市民約397,000人分(総人口の1/4)しかありません。一か所集中備蓄で、配布も間に合う計画ではない、被ばくやむなしの計画です。避難経路や複合災害に対することなど、実際に起こる被害に対しても国や県任せで現実的ではなく、避難所対応も原子力災害に特化した対策はなく非常に危機感を覚えます。

福井県の高浜原発に近い兵庫県篠山市は、自主避難や屋内退避の勧告体制を整えることなど、市独自で避難誘導の計画策定も行っています。福岡市のような人口が集中する都市は、もっと充実した計画がないとパニックになってしまいます。

●原発に頼らない社会づくりを！

原発が近隣にある以上、そのまわりの状況にあった原子力災害防災対策に責任を持ち、多額な予算と労力をかけ続ける必要があります。高島市長に対し、原子力災害対策の充実を訴えると同時に、一日でも早く安全に廃炉にするという道を進んでいくべきだと訴えまし

た。市長からの答弁は、「原発はエネルギー政策の枠組みの中で国が責任をもって判断すべきもの」とし、「原子力発電所の安全確保や情報公開の徹底については国や事業者への要望を行うとともに、原子力災害対策の充実に努める」とのことでしたが、実際に事故が起こって被害を受けるのは市民です。国が責任を取っていないのは、福島の実況で分かりきっていることです。

●玄海原発事故を想定した避難訓練

昨年11月28日、福岡・佐賀・長崎の三県合同「平成27年度福岡県原子力防災訓練」が行われました。

当日、約5,800人(福岡県内は約1,300人)が参加し、福岡市は、糸島市や長崎県壱岐市から(壱岐からは、空自ヘリ・海自船舶・バスを利用)の避難者を、今年度は福岡県立福岡工業高校、原病院(南区)、原土井病院(東区)、特別養護老人ホーム「アットホーム博多の森」(博多区)は受け入れる避難所として、特養「マナハウス」(西区)は中継所として、訓練に参加協力するというスタンスでした。福岡市は、実際に原発事故が起きた場合には、糸島の住民を9,500人受け入れることになっています。私は3か所を視察しました。

◆福岡県庁災害対策本部

原発事故発生時の連絡をFAXで受け、九電、国、佐賀県、長崎県、玄海町等のTV会議による情報収集・伝達及び応急対策の実施状況を把握する訓練。県庁の対策本部へFAXが送られて来るのを、知事をはじめ防災課の方々が静かに着席して待機し、知事や町長等が、前もって準備されていた文章を読み上げられました。事故を知らせる最初のFAXが不手際でなかなか届かず、開始が10分程遅れました。実際、突然の事故の場合に、こんなことでは現場住民の被害はどんどん広がってしまいます。

原発から30km圏外の福岡市は、このTV会議のメンバーには入っていません。福岡市は糸島からの避難者を受け入れるだけでなく、現実的には避難する側にもなるのですが、国や県任せの避難計画でしかありません。

◆中継所の糸島リサーチパーク

避難退城時検査・除染訓練。自衛隊が待機し、避難者を乗せたバスを受け入れ、避難者を下しバスをスクリーニング。施設内で40名の避難者全員をスクリーニング、その内一人の手のひらが汚染したとの想定で除染をしましたが、その汚染物質の処理は普通に焼却をするとのこと。車両除染時の汚染水はシートが破れて回収不能に。まだまだ課題は山積です。

◆避難所の福岡県立福岡工業高校

健康相談・健康講話実施。ペットのワンちゃんたちも避難。



福岡県庁での情報伝達訓練

中継所でスクリーニングや除染済みの方は、バスを降りてそのまま施設内へ。医療における放射線検査の必要性を健康講話で行っていたが、管理された検査用の放射線と原発事故で発生した放射能汚染は状況が全く違います。如何に身を守るかの講話が必要です！！

原発はウラン採掘する段階から、核のゴミの最終処分まで世代を越える被ばく問題があり、精神的負担が多分に続きます。人類が手に負えない原発、廃炉にするためだけでも30～40年はかかり未知の世界です。その

間も安全対策・災害対策は、私たちの税金から予算をかけ続けなければいけません。今回視察した訓練は、これが現実だったらと思うと不備が多く、見直さなければいけないことだらけでした。

これからも、より一層の原子力災害対策の充実、そして一日でも早く安全に廃炉にすることを多くの方々と共に訴えていきます！

(福岡市議会会派「緑と市民ネットワークの会」所属／
ふくおか市民政治ネットワーク・福岡東)



糸島リサーチパークでのスクリーニング、除染訓練

長崎県内の原子力防災対策事情

原発なしで暮らしたい・長崎の会 世話人 川原重信

①手際が良すぎる長崎県

福島原発事故から間もなく5年。いまだに原子力災害緊急事態宣言が解除されていないにもかかわらず、九州電力川内原発の再稼働のスイッチが押され、玄海原発3、4号機再稼働の準備も着々と進められています。

この間、長崎県でも原子力防災対策の改定、避難計画の策定と避難訓練、九州電力との原子力安全協定の締結、原子力安全連絡会(長崎県・下記の4市・九州電力の情報交換会議、各市で年1回開催)の設置など、様々な対策が講じられてきました。

長崎県内では玄海原発から30km圏内に松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市の4自治体がかかっており、避難計画の対象となっている住民は約62,500人に上ります。立地自治体ではないので、原発立地に関してのメリットはないはずなのに、エネルギー政策として原子力利用を推進していくことに対して反対の立場を明確にしている首長が多いのでまどかしさを感じます。

特に長崎県は、福島原発事故後もしばらくは原発が稼働していたこともあってのことだと思いますが、原発が稼働することを前提とした対策に邁進しているように思います。

松浦市鷹島町(鷹島大橋で唐津市肥前町とつながっている)は玄海原発から直近で8kmのところを在って、一部がEPZ圏(緊急時計画区域)にかかっています。ですから、長崎県も従前から原子力防災対策を策定しており、2012年6月には避難対象区域を30km圏とする改定を行いました。原子力規制委員会が発足し、避難対象の範囲を30kmと指定するのは、そのあとのことです。避難計画も国が指定した2013年3月の期日をしっ

かり守りました。全国でもトップクラスの速さで、その手際の良さには私たちは唖然とするばかりでした。

4市も避難計画を策定していますが、離島の住民対策や病院福祉施設の要援護者対策など、課題は山積です。

②原子力安全協定と原子力安全連絡会

並行して長崎県は4市をまとめて九州電力との原子力安全協定の締結を急ぎました。EPZ圏を抱える松浦市長は立地自治体と同様の取り扱いを粘り強く求めました。原子炉等の重要な変更に対するいわゆる「同意権」の要求です。リスクの負担では立地自治体と変わらないのですから当然の要求でしたが、九州電力は立地自治体並みの対応を頑強に拒否しました。長崎県の説得もあって、松浦市長は「事前説明と意見の申出」「立ち入り検査」の条項を盛り込むことでやむなく合意を了承しました。しかし、2012年6月9日に調印式が開かれた際には、松浦市長は九州電力が松浦市民の思いを受け止めようとしないことに怒りを覚える、と表明しています。他の3市は情報の提供を受けるだけになっており、極めて不十分だと思います。

「原発なしで暮らしたい・長崎の会」は松浦市長に「同意権」を手に入れるよう要請と激励を行った経緯があり、長崎県に対しても申し入れを行ってきました。現在の協定内容は到底納得できるものではありません。

また、松浦市長はじめ各首長はこの協定締結は玄海原発再稼働に対する同意ではないとしており、九州電力も別の意味で協定と再稼働問題を切り離しています。

長崎県内の避難対象人口及び避難先

*2011年10月1日現在

市名	10km圏内 (人)	20km圏内 (人)	30km圏内 (人)	避難先 (30km圏外)	備考
松浦市	1,087	8,891	25,506	川棚町、東彼杵町、 波佐見町	30km圏内に市全域 が含まれる
佐世保市	0	0	11,162	佐世保市	全人口265,486人
平戸市	0	0	9,434	平戸市、佐世保市	全人口 35,866人
壱岐市	0	0	16,398	壱岐市	全人口 29,912人
合計	1,087	8,891	62,500		

③関係自治体へのアンケート調査

「原発なしで暮らし・長崎の会」は14年12月から15年2月にかけて30km圏にかかる自治体と松浦市民の避難先とされている東彼杵郡の3つの町を対象として、アンケート調査を行いました。これは、「プルサーマル裁判の会」と連携して行ったもので、再稼働に反対すべきという要請と併せて12項目の質問を行いました。そのうち、地震や津波などの複合災害については、佐世保市・松浦市は考慮している、平戸市は考慮していない、壱岐市と避難先3町はこれからの検討課題と回答しました。また、緊急時の避難開始時期について、国が示している基準が500 μ sv/hとなっていることから、これでは放射能に汚染された中を避難することになってしまうので、独自の基準を設けて被ばくを避けるべきではないかと質問しました。これについて、多くの自治体が「国の基準に基づく」と回答しました。これでは住民の安全は守れないと思います。

なお、松浦市は鷹島町住民だけは5km圏内の住民の避難開始(放射能の汚染の有無に関係なく危険な状態が確認された時点)に合わせる、としています。鷹島町住民は陸路を使う場合は玄海原発に向かって走ることになり、その他は海路に頼るしかありませんから早めの対応が必要だと思います。また、後日談になりますが、11月に佐世保市で行われた「原子力安全連絡会」を傍聴した際に佐世保市の「原子力防災のしおり」を入手しました。佐世保市民向けに今年3月に作成されたものです。その中には【避難の要領】の最初の項に「避難

は、放射性物質が放出される前の段階で早めに開始します。」と記載されています。これを見たときはわが目を疑いましたが、是非そうあってほしいものだと思います。100点満点の回答だと思います。でも、現実的な問題として本当に実施されるのだろうかとか疑問が生じます。

④長崎県への申し入れと回答

「原発なしで暮らしたい・長崎の会」は8月5日に県知事に対し玄海原発再稼働に反対するよう申し入れを行いました。川内原発再稼働が目前となっている中、マスコミなどのアンケート調査に安易に了解と答えられないようけん制する意味を込めて行いました。すると、読売新聞が同月12日に玄海原発周辺の首長の回答状況を記事にしました。申し入れが効いたのかどうか定かではありませんが、長崎県の回答は「住民理解を得た上で総合的に判断すべき」となっています。佐世保市、平戸市は「条件付きで認める」としているものの、松浦市は「住民説明会を開き理解を得るべきだ」としており、壱岐市は「本市が判断することではないが再稼働には反対」と姿勢を明確にしています。9月14日に行った県担当課との交渉では、少なくとも4市が再稼働に同意しない限りは県としても同意しないことを確認しました。川内も伊方も高浜も周辺自治体の意向が無視されてきたことに怒りを禁じえません。まず、この壁を突破することが大事だと思います。

避難基準「20ミリシーベルト」は許されない

通常の放射線の量

屋外での測定(県内)

おおむね0.080 μ Gy/h (マイクログレイ毎時) 以下
雨や雪のときは、上空の放射性物質が地上付近に落ちてくるため、これ以上に測定値が上昇することがあります

屋内での測定

建物の材料の影響で、屋外よりも高い値がでることもあります

年間あたり

(例)
仮に0.08 μ Gy/h(= μ Sv/h)であった場合、1年間の被ばく線量は、
0.08 \times (24時間 \times 365日) = 約700 μ Sv = 約0.7mSv

参考

福島県における計画的避難区域のめやす：年間20mSv
(1時間あたり約3.8 μ Sv ※)
※ 建物によるしゃへいも考慮

佐賀県江北町役場のモニタリングポストの脇に説明チラシが置かれてました(左図はその一部)。

福島の3.8マイクロシーベルトは、佐賀の0.08マイクロシーベルトの47.5倍。

福島では今、この「20ミリシーベルト」が避難指示解除の基準とされ、帰還政策が進められているのです。このチラシは「佐賀は今、こんなに低いから安全です」と言いたいのか? 「事故が起きたら、このように高い数値が基準になります」と言いたいのか? 同じ国にいながら、ダブルスタンダードがまかりとおっているのか?

福島原発事故によって今なお放射能災害が続いているという現実を私達は直視すべきではないでしょうか。

モニタリングポストは役に立つのか

国の指針の下、佐賀県避難計画は、SPEEDI予測をやめ、実測値を確認してからの避難となっています。

5キロ圏 放射能放出前に避難

30キロ圏 500 μ Sv/hで即時避難、20 μ Sv/hで一週間以内に一時移転(プラス1日屋内退避を我慢)

非常に高い実測値であり、被ばく前提の避難計画といえます。モニタリングポストによる放射線数値の計測は、私達の命が懸かっているといえます。玄海原発周辺地域ではどのように設置されているのか、佐賀県環境センターやいくつかの市町役場を訪ねてみました。

(1)佐賀県のモニタリング体制

5キロ付近 (玄海町、唐津市)

固定型 6基 低線量用(～10 μ Sv/h)と
高線量用(1 μ Sv/h～100mSv/h) 併設

30キロ圏 (玄海町、唐津市、伊万里市)

固定型 20基 高線量用のみ
可搬型 10基 低・高線量一体型

30キロ圏外

可搬型 19基 低・高線量一体型
(17市町の役所・役場に1基ずつ。佐賀市のみ3基)

- 30キロ圏内の固定型26基は24時間常時観測。県環境センターに自動集約、県モニタリングHPに掲載
- 30キロ圏外の運用は各市町それぞれで、メンテナンスのため月1回データを確認しているのみ。常設しているところもあれば、しまっているところもある。
- 固定型のバッテリーは非常用発電機があり、3日間もつ。可搬型はバッテリーで1週間もつ。

(2)国・規制委員会は把握しているのか？

国は県とは別に6基(固定型、低線量用のみ。30キロ圏1か所、圏外5か所)設置し、常時観測している。

その6基と、県設置の5キロ圏6か所とをあわせた12基のみを国モニタリングHPに公開。

県の情報が国HPですべては共有されていないことがわかった。県環境センターに聞いたら「データを国に流すシステムはできているが、国の方で公開するシステムはまだ整備中」とのことだった。

以前、規制委に「30キロ圏の伊万里市にモニタリング

ポストはないんですか」と電話で聞いたら、「イマリというのは...ないですね」と言われたことがあった。実際には、固定型6基、可搬型6基がある。

常日頃、国と県とで情報が共有されていない中で、いざ放射能が襲ってきた時、きめ細かな実測値の情報を把握し、<国⇄県⇄市町⇄住民>の間で避難指示をスムーズに出すことができるのか？

(3)避難の範囲の線引きは？

モニタリングポストで500 μ Sv/hや20 μ Sv/hを実測した上で避難指示を出す範囲は市町単位なのか、もっと狭い範囲なのか、誰がどのように線引きを行うのか。県環境センターは「防御措置単位ごとに決める」と言うので「具体的には？」と聞くと「そこは具体的には分からない」と。

HPには500 μ Sv/h、20 μ Sv/h等の「避難基準」の記載も、可搬型が各市町に保管されていることの言及もない。

(4)福岡県と長崎県では

糸島市の一部の地域を30キロ圏として抱える福岡県では、30キロ圏内に2か所、30キロ圏外7か所の合計9か所にモニタリングポストを設置し、測定している。30キロ圏2か所は低線量・高線量の両方が設置されているが、他は低線量用のみ。これでは10 μ Sv/hまでしか測れず、避難基準の500 μ Sv/hや20 μ Sv/hは測れない。

4市町、5万人が30キロ圏に含まれる長崎県では、県は県庁と松浦市の2か所のみ低線量と高線量を設置。

国HPには30キロ圏の4市町+長崎市、島原なども含めて13か所記載しているのだが...

(5)鳥栖市のモニタリングポスト、常設へ

佐賀県東部の鳥栖市では、鳥栖市民の仲間たちが倉庫に眠っていた可搬型ポストを常設することを何度か要請してきていたが、昨年8月から市役所入口に常設されることになった。市民への啓発にもなる。

原発がある限り、放射能の問題と向き合わざるを得ません。みなさんの町のモニタリング体制もぜひ確認してみてください。



佐賀県江北町役場の可搬型モニタリングポスト。低線量・高線量一体型。この日は数値表示がされてなかったのですが、担当職員に話をし、正しく表示するようにさせた。0.07 μ Sv/hだった。



佐賀県環境センターの固定型・低線量モニタリングポスト

免震重要棟建設放棄で再稼働の前提が崩れた 九州電力は川内原発の稼働中止と玄海原発の再稼働中止を！

昨年12月、九州電力は川内原発の免震重要棟建設を放棄することを明らかにしました。本年1月には玄海原発の免震棟建設計画も白紙に戻して「再検討」することも表明しました。

福島原発事故において、事故収束のための最前線の拠点となった重要な施設であり、九電もそれまで、国・原子力規制委員会に対しても市民に対しても「2015年度中に完成予定」と説明していましたが、それを反故にしたのです。

規制委の田中俊一委員長は、1月6日の記者会見で「設置を前提として再稼働の許可を得ている。基本的に約束を守ってもらわないといけない」と不快感を示しました。再稼働の前提条件が崩れたのです。

● 柏崎刈羽と福島の事故の教訓

免震重要棟の重要性は以下の泉田・新潟県知事、東電社長の言葉の通りです。

◆ 泉田裕彦・新潟県知事

「2007年の中越沖地震の時、柏崎刈羽原発の東電のサイトと連絡が取れなくなりました。ホットラインのある建物が地震で歪んでドアが開かず、入れなかったというのですが、地震の際、事故は複合で起きるわけだから、ホットラインが使えないと困ると、かなり言ってます。もう知事、そろそろいいんじゃないかという話も多々ありましたけど、**断固としてやってくれと言った。**そうしたら造ってくれたのが免震重要棟なんです。あわせて、福島にも免震重要棟を造った。**完成したのが、東日本大震災の8か月前**でした。だからあの時、私がひよって、言うべきことを言わなかったら、あの福島に免震重要棟はなかったんですよ。**免震重要棟がなかったら、いま東京に住めないんじゃないですか。」**

日刊ゲンダイ2013/10/24より

<http://asumaken.blog41.fc2.com/blog-entry-10116.html>

◆ 清水正孝・東京電力社長(当時)

「あれがなかったらと思うとぞっとする」

国会福島原発事故調査委員会・第18回委員会にて
(2012年6月8日)

● 免震と耐震の違い

「耐震」は地震の力に対して、主に壁の強度を上げて耐える構造で、建物が頑丈でも地震の揺れは建物に伝わります。対して「免震」は建物と基礎の間に免震装置を設置し、地盤と切り離すことで、建物に地震の揺れを直接伝えない構造になっています。専門メーカーがつくった「免震ウェブサイト」の映像をご覧いただければ、その違いが一目で分かります。

<http://www.menshin.biz/?q=menshin/node/3395>

新規制基準においても以下のように規定されました。

◆ 基準規則第六十一条

「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる」こと

◆ 基準規則第六十一条解釈

「基準地震動による地震力に対し、**免震機能等**により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにする」こと

九電もこれを受けて、免震機能を持った免震重要棟をつくり、その中に司令塔となる「緊急時対策所」を置くこととしていたのです。

九電が規制委に提出した「川内原子力発電所 1号炉、2号炉審査資料」(平成26年6月17日)には、免震構造のメリットが詳細に書かれ、免震機能のない「代替緊急時対策所」(現在使用中)については「その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(免震重要棟内)の設置をもって廃止する」とまで明記されているのです。

● 九電「早くつくりたい」連発

私達は1月20日に九電本店に対して、免震重要棟建設放棄を抗議し、川内原発の稼働中止と玄海原発の再稼働の中止を求めました。九電の言い分は以下のとおりでした。

- ・免震がすぐれていて、耐震が劣るということではなく、同じ機能である。
- ・免震機能のない現在の代替緊急時対策所でも規制要求に十分こたえる機能はあるが、免震棟は安全性をより向上させるためのもの。



新潟県中越沖地震時、柏崎刈羽原発の緊急対策室のあった事務本館(原子力安全基盤機構の写真)



二〇一四年四月一日に公開された福島第一原発免震重要棟内(東電提供)

・原発は一般の建物と違って、厳しい規制要求事項があり、基準地震動に耐えられるものでなければならぬ。四国電力伊方原発3号機の免震棟は耐震性不足で、新たに耐震の緊急時対策所を建設した。*

・耐震は技術的に経験があるので早くつくれる。

・早期に緊急時対策所の運用を開始したいことから、規制要求に入っていない「免震」構造はやめて、耐震構造の耐震支援棟をつくることに変更した。

※伊方原発は、3.11前の基準地震動473ガルに対応した設計で、審査申請時にはすでに免震棟を建設していたが、審査過程で基準地震動が620ガルに引き上げられたことで基準に適合できなくなった。それに対応する施設をつくれればよい話であり、免震機能自体の問題ではない。伊方の例を挙げて免震重要棟がダメだというのは的外れです。

九電：早くつくりたい…早くつくりたい

私達：『早く』よりも『安全』が大事だ。免震棟のメリットも機能も、九電資料でよくわかった。再稼働をいったん止めて、時間かけてつくりたいではないか。

九電：(免震ではない)耐震支援棟をつくることで安全性が高まる。支援棟なら早くできるからだ。

… 堂々めぐりの回答でした。

私達：「2015年度内に建設予定」としていた玄海的设计・工事はどこまで進んだのか。コスト・予算は？

九電：予算は決まっていなかった。そもそも仕様も決まっていなかった。

免震棟の仕様も予算も具体的には何も決められてなかったことが明らかになりました。

九電は免震機能のない代替緊急時対策所を継続して使用し、隣接地に「耐震支援棟」をつくり休憩室や医務室をつくるといいますが、これでは、重大事故時の対策拠点となりえません。

免震構造は一般的にコストがかなりかかると言われています。九電は安全よりも経営を重視していると思えません。

●規制委は「設置を前提として許可」

1月21日、全国の市民団体とともに、原子力規制庁との交渉にのぞみました。

田中委員長が言うように、免震重要棟の「設置を前提として再稼働の許可を得ている」わけですから、行政手続きの上からも再稼働の前提が崩れたわけです。

しかしながら、トップの田中委員長の発言を無視するかのよう規制庁官僚は、「特段、免震が必要だとかそういうわけではない」と言い放



ちました。電力事業者を監視すべき規制庁が、九電から約束を破られたにもかかわらず、九電をまったく批判せず、それどころか、九電の不合理的擁護、代弁したのです。

「現在の耐震の代替施設も審査に合格しており、免震でも耐震でも安全性が満たされていればいい」「九電が変更申請を出してきたので、それを審査するだけ」という姿勢に終始しました。

それでも、市民の理詰めの交渉で、「九電に免震重要棟を明記した書面を提出させ、それを規制庁が許可をした」、つまり、「免震重要棟は許可されたもの」という点だけは認めさせることができました。

●知事「やるといったものはやるべきだ」

私達が九電交渉を行っていた20日、山口祥義・佐賀県知事は定例記者会見で、免震重要棟建設について「やるといったものはやるべきだ。信頼関係の問題だ」と九電を批判しました。

就任当初から再稼働を容認してきた山口知事は原発について、いつも国と九電の言うことを丸呑みにしてきましたが、今回の発言は筋が通っています。信頼関係やプロセスを踏まえるのは当然のことです。知事や県議会にも、その上で内容に立ち入って吟味してほしいと思います。

★暴挙を許さない！市民が声をあげる時！

免震重要棟建設の放棄は、住民をだまし、規制委員会との約束すら破り、何よりも福島犠牲と教訓を無視する暴挙です。

再稼働の前提条件も崩れました。川内原発の稼働中止と玄海原発の再稼働の中止させましょう。

そのためには、私達自身が学習し、行動して、県や市町村や議会を動かしていくしかありません！

九州電力社長に対する要請

玄海原発には問題が山積しています。
1月20日の九電瓜生社長あての質問要請では――

・・・原発は使用済み核燃料の処理方法も決まっておらず、「トイレなきマンション」であることがずっと指摘されてきました。しかし、瓜生社長は「使用済み燃料のことより再稼働が喫緊の課題」(2015年11月27日記者会見)だと平然と発言されました。あまりに無責任なその姿勢に、唖然とするばかりです。

また、社長は玄海再稼働に対する「住民の理解は進んだか」の質問に「そこは分からない」と答えました(本年元旦付佐賀新聞)。理解も得たとの確認もなく、強引に再稼働を進めるというのですか。

と糺したうえで、

- ◆ 柏崎刈羽原発に端を発するケーブル不正敷設問題
- ◆ 特定重大事故等対処施設のさらなる設置期限延長
- ◆ 使用済み核燃料等に関する無責任な姿勢
- ◆ 住民理解や当事者としての説明責任について

などを質問しました。詳細は当会HPよりご覧ください。

12・2反プルサーマルの日行動に参加して

工藤 逸男（福岡市）

知人友人の7人で、この日の行動に参加しました。玄海町役場に集合した参加者は昨年よりも多く、私はそれが嬉しく、また勇気づけられました。

まず、町長あての要請書提出に臨みました。対応した課長の「公務員として、国で決まったルールに従ってやっていきます」という言葉には、全くあきれました。九電職員もそうですが、町職員も私たちを「クレーマー」とでも思っているのではないのでしょうか。要請に対してはもっと真摯に、正直、率直に向かい合ってほしいと思いました。玄海町在住の青木さんが、最後に発言をされました。その中に「核廃棄物は誰も受け入れるところはなく、私達が抱えて死んでいくしかないだろうと思っている。」という言葉がありました。この言葉の重たさを私たちはしっかりと受け止めていかなければならないと思いました。

次に、戸別訪問に移りました。私は原発から約2kmにある集落の16軒を訪問し、そのうちの4軒の方とお話をさせていただきました。

○中年の女性。「再稼働についてどう思われますか」の問いかけに「ここいらはみんな(玄海原発の仕事に)関係していますもんね」「怖いといえばこわいけど」と重たい口ぶり。

○中年の女性。福岡から来たと自己紹介をすると「福岡も関係ありますもんね」と受容的な態度。「このチラシ、家族の皆さんと一緒にぜひご覧ください」には「はい、わかりました。ご苦労様です」の返事。

○高齢の女性。話し始めると「若い者がおりませんから、私はわかりません」と。

○畜産業の若い男性。原発問題は「あんまり考えたことはありません」。フクシマ事故で放棄され野生化した牛の話などをすると、頷きながら「そうですね」「お仲間の皆さんにこのチラシを渡していただだけませんか」と依頼すると「わかりました」と受け取り。

別の集落で友人が出会った住民は、20～30分ほど休む間もなく言葉を続けられたそうです。その一部です。

○玄海町では、人が少なくなっている。町の人、子どもや孫を玄海町に住まわせないようにしている。家は、唐津とか他のところに建てている。他所から来た人は、玄海町に建てたことを悔やんでいる。等々。

私たちは、この行動に参加することで、原発立地自治体の様子やそこに住む住民のみなさんの思いや考えに少しだけ触れることができたように思います。

町には、立派な玄関をもつ巨大な庁舎、10万人規模の人口を有する市が所有するのが相当と思えるほどの町民会館、体育館など、原発マネーがつくる立派な建物がありました。その一方で、庁舎周囲には商店街はなく、町は閑散とし、人通りもほとんど見られませんでした。玄海町は、玄海原発関連の固定資産税、電源3法交付金、原発関連企業の法人税などにより財政が豊かなため、地方交付税交付金を受けない、全国でも数少ない自治体のひとつです。しかし、人口は減り続け、役場職員や町内にある事業所で働く人の中にも、町内に住まず唐津から通勤する人が少なからずいるということも聞きました。私たちが訪ねて見知った町の様子とこれらのことをつなげると、町そのものが空洞化して行っているようにも見えます。それが、原発がもたらす自治体の現実なのでしょう。

玄海町では、原発関連で生業を立てる人が多数いらっしゃるようです。その中で、原発に異を唱えるようなことなどなかなかできるものではありません。町外から来た、原発反対の立場が明確で見知らぬ私たちにだからこそ話せた、という住民の方もいらっしゃったはずですが。そうしたことを考えると、私たちの戸別訪問の取り組みは単に私たちにとってだけ意味があるのではなく、玄海町に居住する住民のみなさんにとっても意味があるものではないかと思えます。玄関先で名乗ると、いきなり門前払いされる方もありました。しかし、そんな方にも、私たちが戸別訪問することで、原発を止めて欲しい、玄海再稼働をさせたくないという願いや思いが、テレビから届いてくる遠くからのものではなく、目に見えるかたちで直に届くこととなります。その人の胸に、小さな波紋を広げていくことになるかもしれません。まして、原発反対や原発に違和感を持つ住民の方にとっては、私たちの訪問はその方たちの思いを受け止め、共有し、勇気づけるものになったはずですが。

多くの方々と、この日の行動を共にできたことを感謝いたします。



2009年12月2日に日本初のプルサーマルが玄海3号機で運転強行されたことを忘れていないと示すため、私達は毎年この日に行動を起こしてきました。戸別訪問は2年ぶりでした。2日は玄海町長あて、翌3日には佐賀県庁と九州電力本店を訪れ、知事と社長それぞれに再稼働中止の要請書を提出しました。

一人ひとりの意志から始まる反原発行動 法廷外の活動報告

●九州電力に住民説明会開催を求める陳情

九州電力社長と佐賀県知事に対して提出したものと
同じ趣旨で、佐賀県内全20市町議会へ陳情書を提出
しました。報道でも多数取り上げていただきました。

佐賀市議会12月議会では、陳情を受けて、白倉和子
議員が中心となって5人の市議が「玄海原発再稼働に
ついて、九州電力に対して住民説明会の開催を申し
入れることを求める意見書」案を提出しました。討論で
は、反対理由の説明を誰一人行わないのに、あっさり
否決。「個人的には住民説明を求めたいのだが…」な
どと言っていた議員もいたそうです。市民の命が懸かっ
ていることだというのに。市民としっかり歩む議員との
タッグをいっそう強めていきたいと思えます。

●『首相官邸の前で』福岡上映会

11月28日、3.11後の首都圏での反原発行動の様子
を描いたドキュメンタリー映画『首相官邸の前で』(監
督)の上映会を、「今を生きる会」と「玄海
プルサーマル裁判を支える会」の主催
で行いました。



『首相官邸の前で』上映会

上映後、感想を
シェアしました。
それぞれ思い思い
の感想がありました



12月25日
玄海全停止丸4年
街頭アピール
左 佐賀玉屋前
中 鳥栖駅前
右 福岡天神

10月24日以降の活動経過

■10月

- 24 裁判ニュース第18号発行
- 25 福岡市民の会学習会にて報告
- 30 全基差止裁判追加提訴

■11月

- 5 東区廃炉の会 玄海町案内
- 6 短大にて授業
- 11 座談会・お母さん未来TaneCafe (佐賀)
- 13 佐賀県女性議員政策研究会で報告
- 20 行政訴訟・全基差止・仮処分裁判
- 22 和白環境フェスタ・パネル出展
- 26 佐賀市議会「九電説明会を求める陳情書」提出
- 28 原子力避難訓練 (佐賀県・福岡県) 見学
- 29 『首相官邸の前で』上映会／大学生・玄海町案内
／福岡市民の会学習会で報告
- 30 唐津市議会、鳥栖市議会などに陳情書提出

■12月

- 2 反プルサーマルの日・玄海町戸別訪問
玄海町長要請
- 3 九電社長と佐賀県知事へ12.2要請／
伊万里市議会等に陳情書提出 (県内全市町終了)
- 7 MOX第2回控訴審／高校にて授業
- 9 佐賀市議会・白倉市議一般質問 (避難計画)
佐賀県環境センター訪問
- 16 脱原発佐賀ネットワーク第1回会合 (発足)
- 17 佐賀市議会九電説明会意見書否決
- 22 事務所大掃除・年末交流会
- 25 玄海全停止丸4年街頭宣伝／佐賀玉屋前／鳥栖駅
- 26 玄海全停止丸4年街頭宣伝／天神コア前
橋本あきさんお話し会

■1月

- 20日 九州電力本店交渉 (免震重要棟問題)
- 21日 避難計画全国集会・政府交渉
- 23日 座談会・東区廃炉の会

いしたいなあ〜』

ーちっちゃなお子さんを抱っこしながら、ママ友たちに座談会を呼びかけてくれたママさんの感想です。

「反原発運動は子育ての延長！」という石丸初美代表は、数人規模での座談会を各地で続けています。生活者目線で、自ら見て聞いて確かめた原発の真実を盛り込んだパワポを見てもらいながら、ぶっちゃけトークをしています。座談会しませんか？全国どこへでも飛んでいきます。ご連絡お待ちしております！



座談会でのパワポから

故 毛利甚八様の早過ぎるご逝去を 心から悼みご冥福をお祈りいたします 2015年11月21日ご逝去

毛利さんは私たちの裁判の原告の一人です。私たちの会とのつながりは2011年10月21日、第4回公判に一般傍聴者として参加されたのが始まりです。

たまたまその日は法廷画担当の画家大江ご夫妻(事務局メンバー)が参加できず、当日傍聴者の中から探そうと考えていました。法廷画は短時間で書き上げなければならず、誰でもいいというわけにはいかず、今回は法廷画無しでも仕方ないと思っていました。

その日裁判所の外で傍聴参加者の中から「あの人確か、漫画『家裁の人』を書いた毛利さんじゃないの?」という声が私の耳に入り、画家ならお願いしてみようと思っただけで、早急な行動に出まして、早速名刺交換をさせていただいたのが最初の出会いでした。その時、私は毛利さんが原作者とは知らず勝手に漫画家と思い込んで「何とか書いていただけませんか?」とお願いしてみました。毛利さんは私の失礼な勘違いを訂正するともなく笑いながら「いや〜、法廷画ですかあ? えーっと描けないことはないですが、あまり上手じゃないんですよ〜(笑)」と言いながら、「他におられなかったら書いてもいいですよ」と快く引き受けてくださいました。その時の毛利さんの笑顔は今も忘れられません。

絵は講談社から出ている毛利さんの著書『九州独立宣言・玄海原発と九州のしあわせ』の60頁に掲載されています。後日、毛利さんが作家であることを知り穴があったら入りたい気持ちでした。その後も公判の度に佐賀地裁へ足を運んで頂き、私たち夫婦が市民運動から裁判に至った経緯に関心を持たれ、私たちの話を念入りに聞いてくださりました。

私たちの裁判は、大阪の美浜の会代表・小山英之さんとのご縁がなければなかった運動で、その小山さんから繋がって、冠木克彦弁護士団長、武村二三夫弁護士、大橋さゆり弁護士、谷次郎弁護士という弁護団に支えられることになりました。



毛利さんの描かれた法廷スケッチ

た。そんな経緯が『九州独立宣言』に書かれています。

毛利さんは市民運動の大変さを理解し、当会の裁判を応援していただきました。そんな応援団の一人として、2014年4月には、法廷で意見陳述もしていただきました。その後、「この皆さんの裁判を記録に残していきたいので節目の時は連絡ください」とお願いされていたので、2014年7月18日小山さんの5時間に及ぶ証人尋問の日や、2015年3月20日MOX判決日など必ず電話をしていました。



陳述後の記者会見
笑顔の毛利さん

提訴5周年活動報告会(2015年6月28日)の誘いの電話を入れた時と記憶していますが「誰にも言わないでください。実は・・・」とご自分の病気を打ち明けてくださいました。もちろん約束なので亡くなられる日まで誰にも話さずに来ました。

最後に電話したのは福岡高等裁判所でMOX控訴審が始まる前(8月末頃)のお知らせの電話だったかと思います。お元気そうなお声で「今日は長崎に来ています。もうすぐ本を出すんです」とおっしゃっていました。それが遺作となった『家裁の人』から君への遺言だったのだとのちに知りました。

最後に、2014年4月18日(金)玄海原発行政訴訟第2回公判の意見陳述より、毛利甚八さんが魂を込めて語られた言葉を紹介させていただきます。

『私は過去に裁判官の物語を書いた経験があり、二人前後の裁判官・元裁判官の方たちと個人的におつきあいをしてまいりました。そうした経験をふまえ、裁判官とは何かをあらためて考えております。やはり裁判官は普通の人間ではいけないのです。鍛え抜かれた人格を持ち、普遍的な価値を見失わない神のような視点を持つ意思が求められています。なぜなら、裁判官は判決によって日本国民の未来をつくる特別な仕事をしているからです。この裁判が裁判官のみなさまの理性によって裁かれることを希望しております。』

合掌。 石丸初美

事務局リレーコラム **あたりまえの難しさ** 横井 久

銃後における戦争体験を踏まえ、反核は当然の事。反原発に至っては反核と同じ目線での問題であり、玄海一号機設置の頃より関わって来た一人です。当時と異なり今日では、非暴力直接行動による運動体であり、科学的・良心的な良識が問われる時代となりましたね。

敗戦を終戦といい、核分裂=原水爆による発電を核発電と呼ばず原子力発電と呼び、象徴天皇を外国には元首として、・・・と言うように置き換え、真実を語りぬ日本。そしてあたかも別物の如くカムフラージュして、その上にあぐらをかいて、我が世とばかりの榮華を愉しもうとしているのが日本の姿でしょう。もうそろそろ夢物語からは目覚めるべきです。

原爆には反対だが、同じ核分裂でも原爆には賛成という友。原爆はコントロール無しの核分裂だが、原爆はコントロール下にあるから、別扱いだと言うのです。コントロールに失敗したから、スリーマイル島・チェルノブイリ・東海村・東電福島事故が起きたのであって、コントロール可能と見るのは人智の奢り高ぶりではないかと言えば、仕方なかさ・その時は死ねばよかろうもん、どうせ死ぬのだから、早いか遅いかの違いに過ぎない、と言う自己中心の暢気な話です。

生命への尊厳という発想はなく、ただ金儲けして楽しく面白く生活出来ればそれでよしと言うのです。生命の

ないロボットに過ぎないではないかと言えば、あさん(あなた)は考えすぎ(だ)と言う。私共が人生にて獲得しなければならぬものは、生かされている意味を理解して、生きとし活ける全てのものの尊厳を保護しつつ、次世代へより良き姿にてバトンを渡すにある事を覚えねばなりません。

また、生物には自然界の放射線には耐性が備わっていますが、人工的な放射線には耐性がなく、その証しはベラルーシの子供達の病弱さが証明しているではありませんか。

科学技術の進歩は素晴らしく、私共の生活を豊かにするツールですが、それが人を不幸に陥れるものであっては、生命の尊厳を傷つけ、与えられた生命を否定するものになってしまいます。友は、核発電により生ずる核廃棄物にせよ、そのうちに科学技術が進歩して、核変換する技術が開発されて有害核を無毒にするよと言う。そんな安易な科学技術信仰に希望を託して、それ行けドンドン式に核発電を推進するのは、愚かな人間の考える事ではなからうか。

今や日本人は、生かされている意味をしっかりと学ぶべき時です。真理とは・尊厳とは何か、死語にしてはなりません。其処にこそ人類のあるべき姿が示されているからです。(よこい・ひさし 会計監査)

お知らせ

「3.11福島原発事故と玄海原発」

パネル展 (仮称)

ー水と生活、子ども達を守るためにー

3月8日(火)～3月13日(日) 10-19時
(13日は15時で終了)

会場:アバンセ(佐賀県立生涯学習センター)
一階展示ギャラリー

準備・受付ボランティア募集中!

「原発事故を繰り返すな！」

玄海原発の再稼働を認めないでください

佐賀県知事・県議長宛て署名にご協力を!

呼びかけ: 脱原発を求める佐賀県内8団体による
「佐賀脱原発ネットワーク」

第一次集約日: 3月末日 <署名用紙を同封しています>

会員募集中!

■年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。
サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎!

■振込先: 郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

命を守るために長期戦覚悟!
カンパもお願いします!

会員数 (2016.1.1現在)		原告内訳	
原告総数	919名	MOX控訴人	98名
支える会・サポート会員	891名	仮処分債権者	90名
		全基原告	349名
		行政訴訟原告	382名

次回裁判傍聴をお願いします!

◆全基差止裁判・仮処分・行政訴訟

2月5日(金) 佐賀地方裁判所

10時 門前アピール
10時半 行政訴訟第8回弁論
11時 全基差止第15回弁論
11時半 仮処分第18回審尋
12時 記者会見・報告集会(赤松公民館)

意見陳述
吉森康隆さん
(唐津市/養蜂家)

◆MOX控訴審 第3回口頭弁論

2月29日(月) 福岡高等裁判所

12時半 門前アピール
13時20分頃 入廷
14時 開廷
14時半 記者会見・報告集会
日本キリスト教団中部教会

あなたのチカラが必要です!

●座談会しませんか?

原発のこと、命のこと。少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!

●玄海町や市町を一緒に訪問しませんか?

●事務所ボランティア募集中!

●水曜ミニシアター 毎週水曜日、事務所でドキュメンタリーの上映会をやっています。気軽におこしく下さい!

●最新情報は以下をご覧ください。

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaijenpatsu>